

# 鹿野財産区の管理会制への移行について

鹿野財産区事務局：鹿野町総合支所産業建設課

## ①管理会制への移行について

鹿野財産区は、昭和30年に設立し管理会制により運営し、市町村合併した平成16年度から議会制に移行し「鹿野財産区議会」の設置により運営されてきました。しかし、公職選挙法の一部改正や人口減少等により議員の擁立が困難となっていることなどから、再び管理会制へ移行することについて鹿野財産区管理協議会での承認、関係集落の同意、鹿野財産区議会での条例廃止等の議決を受け、令和6年4月1日の移行に向け、現在手続き等を進めているところです。

### ■財産区とは

財産区とは、保有する財産を管理または処分するために設置された市町村の一部であり、法律に認められた特別地方公共団体です。

鹿野財産区は、旧鹿野町から鹿野町（鳥取市）に受け継がれた山林を対象にしたものになります。

### ■鹿野財産区

面積：227.97ha ※登記簿地籍

造林契約：①官行造林

契約相手：森林管理署（近畿中国森林管理局 ※林野庁）

②機構造林

契約相手：森林整備センター（国立研究開発法人 森林研究・整備機構）

③公社造林

契約相手：鳥取県造林公社（公益財団法人）

※上記造林契約のほか、造林事業者による森林経営計画により施業管理を行っている箇所あり

## ②移行スケジュールについて

令和4年	10月	鹿野財産区議会の廃止及び管理会移行について方針決定（財産区管理協議会）
	12月	鹿野財産区の運営方法等について関係自治会へ説明
令和5年	1月	鹿野財産区関係自治会から同意書受理
	8月	県知事より、鹿野財産区議会の廃止条例案の提出
	10月	鹿野財産区議会10月定例会において鹿野財産区議会設置条例等廃止議案を議決 鹿野財産区の管理会の体制等について採決（財産区管理協議会）
	11月	管理会委員の選出方法等について関係自治会へ説明
	12月	鳥取市議会12月定例会において財産区に関する条例改正議案を議決
令和6年	1月	財産区管理会委員7名の選出（対象集落の財産区担当の選出）
	4月	<b>管理会移行</b> 鹿野財産区管理会設立総会の開催

## ③財産区管理会の体制

### ■管理会の体制

	条例等による規定	現在（議会）	管理会
委員数	7名以内 (鳥取市財産区の財産の管理及び処分に関する条例)	9名	7名
委員任期	4年 (鳥取市財産区の財産の管理及び処分に関する条例)	4年	4年
会長設置	委員の中から互選 (鳥取市財産区の財産の管理及び処分に関する条例)	議長の設置	会長の設置
報酬	規定なし（財産区ごとに定める）	議長：30,000円 副議長：6,500円 議員：6,500円	会長：18,000円 委員：9,000円

#### ④ 管理会委員の選定方法について

委員は、当該財産区の区域内に住所を有する者で、鳥取市議会の議員の被選挙権を有するもののうちから市長が選任する。  
(鳥取市財産区の財産の管理及び処分に関する条例第5条)

##### 【財産区区域（16）】

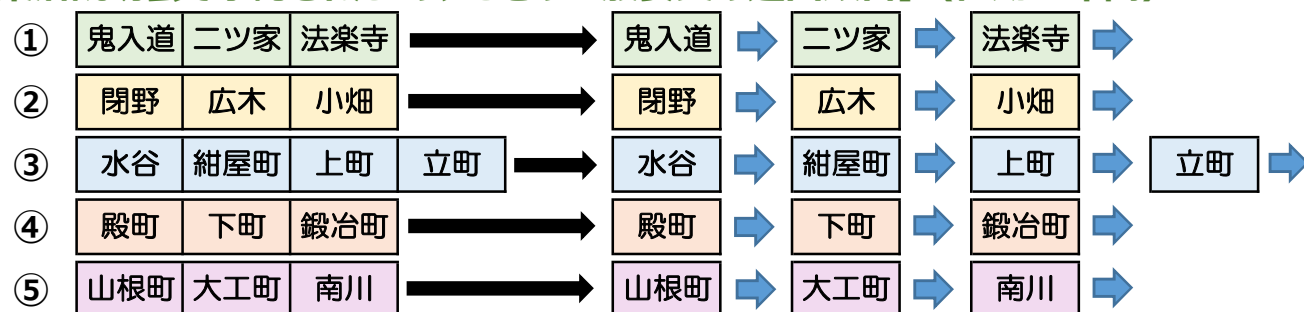
鬼入道	二ツ家	法楽寺	閉野	広木	小畑	水谷	紺屋町	上町	立町	殿町	下町	鍛冶町	山根町	大工町	南川
-----	-----	-----	----	----	----	----	-----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----

##### 【鹿野財産区協議会で承認された選出方法】

1. 委員は、有識者委員2名、一般委員5名の計7名で構成し任期を4年間とする。
2. 有識者委員は、鹿野町総合支所及び管理会の推薦により選出する。 ※財産区の経験者等から選出
3. 一般委員は、下記エリアごとに1名選出。
4. 関係自治会に「財産区担当」を設置し、財産区情報の窓口と4年ごとのスムーズな委員選出を行う。

鬼入道	二ツ家	法楽寺	閉野	広木	小畑	水谷	紺屋町	上町	立町	殿町	下町	鍛冶町	山根町	大工町	南川
1名			1名			1名			1名			1名			

##### 【集落説明会で承認されたエリアごとの一般委員の選出順番】（任期4年間）



#### ⑤ 財産区管理会委員および関係自治会の財産区担当の主な役割

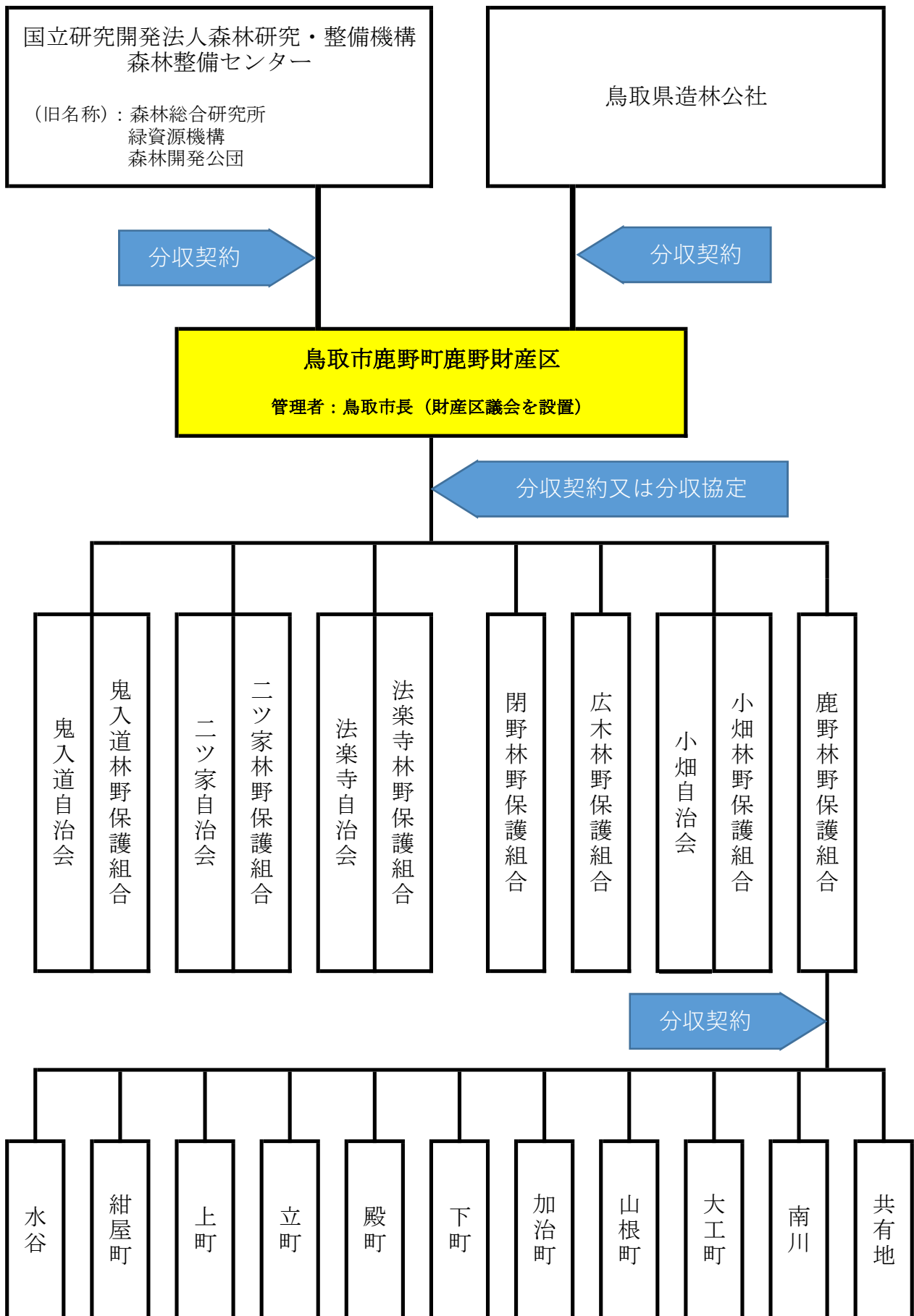
##### ■ 財産区管理会委員（4年任期） ※年2回程度開催する管理会への出席

財産区管理会の議事となる、管理会の同意を要する事項（鹿野財産区の管理運営、予算・決算等に関すること ※鳥取市財産区の財産の管理及び処分に関する条例第10条）について会議を行う。

##### ■ 関係自治会の財産区担当 ※1年毎に支所へ自治会役員とともに報告（任期は各集落で決定）

鹿野財産区管理会に関する情報提供、また分収契約による分収金の受入れなどの窓口を担当

◆鹿野財産区と各関係機関（造林事業者、林野保護組合、自治会）分収契約関係図



# 鹿野財産区造林地位置図

【鹿野町広木、閉野、末用、水谷、鹿野地内】

